

# 福岡県公報

令 和 3 年 7 月 9 日  
第 215 号

## 目 次

### 告 示 (第678号 - 第683号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) ..... 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 落札者等の公示 (薬 務 課) ..... 3
- 落札者等の公示 (薬 務 課) ..... 3
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 落札者等の公示 (県民情報広報課) ..... 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出

- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (中小企業振興課) ..... 6
- 公共測量の実施 (県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) ..... 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) ..... 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ..... 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ..... 8

### 議 会

- 福岡県議会議会運営委員会の答申について (議会事務局調査課) ..... 8

### 教育委員会

- 福岡県指定史跡名勝天然記念物の指定 (教育庁文化財保護課) ..... 11

### 再 掲

- 家畜伝染病の発生 (畜 産 課) ..... 11
- 福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) ..... 11
- 令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) ..... 15

## 告 示

### 福岡県告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名          | 供 用 開 始 の 区 間                            |
|----------|--------------|--|
| 久留米      | 宮 本 線<br>荒 木 | 久留米市荒木町荒木1646番5先から<br>久留米市荒木町荒木1683番3先まで |

**福岡県告示第679号**

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                    | 売りさばき所                       | 指定年月日     |
|-----------|----------------------------------|------------------------------|-----------|
| 543       | 大牟田市下白川町二丁目341<br>有限会社大牟田中央自動車学校 | 大牟田市下白川町二丁目341<br>大牟田中央自動車学校 | 令和3年6月28日 |

**福岡県告示第680号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 新旧事項 | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                                    | 売りさばき所                  | 変更年月日     |
|------|-----------|--|-------------------------|-----------|
| 新事項  | 197       | 大牟田市不知火町三丁目8<br>大牟田警察署内<br>大牟田交通安全協会<br>会長 糸永 一平 | 大牟田市不知火町三丁目8<br>大牟田警察署内 | 令和3年6月29日 |
| 旧事項  | 197       | 大牟田市不知火町三丁目8<br>大牟田警察署内<br>大牟田交通安全協会<br>会長 田中 勉  | 大牟田市不知火町三丁目8<br>大牟田警察署内 |           |

**福岡県告示第681号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名  | 変更前後別 | 区間                                 | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|------|-------|------------------------------------|------------------|--------------|
| 飯塚       | 一般国道  | 211号 | 前     | 嘉麻市大隈町1078番2先から<br>嘉麻市大隈町1071番1先まで | 6.7<br>～<br>24.2 | 55.0         |
|          |       |      | 後     | 嘉麻市大隈町1078番2先から<br>嘉麻市大隈町1071番1先まで | 6.7<br>～<br>32.2 |              |

**福岡県告示第682号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間  | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) |
|----------|-------|-----|-------|---|-------------------|--------------|
| 福岡       | 県道    | 小竹線 | 前     | 糟屋郡新宮町大字上府577番2先から<br>糟屋郡新宮町大字上府1096番3先まで | 8.0<br>～<br>11.9  | 65.4         |
|          |       |     | 後     | 糟屋郡新宮町大字上府577番2先から<br>糟屋郡新宮町大字上府1096番3先まで | 11.2<br>～<br>17.5 |              |

**福岡県告示第683号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

3年7月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名       | 供用開始の区間                                   |
|----------|-----------|---|
| 福岡       | 小竹線<br>下府 | 糟屋郡新宮町大字上府577番2先から<br>糟屋郡新宮町大字上府1096番3先まで |

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬イナビル 107,400人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県保健医療介護部薬務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年6月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
第一三共株式会社
  - (2) 住所  
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

185,952,360円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬タミフルカプセル 70,300人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県保健医療介護部薬務課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年6月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
中外製薬株式会社
  - (2) 住所  
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
130,919,690円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類                       | 縦覧期間                      | 縦覧場所   |
|--------------------------------|---------------------------|--------|
| 県営大廣園地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し | 令和3年7月9日から<br>令和3年8月11日まで | みやま市役所 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫甘木店
- (2) 所在地 朝倉市甘木字丁ノ坪235番1 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前    |         | 変更後    |        |
|------------|--------|---------|--------|--------|
|            | 開店時刻   | 閉店時刻    | 開店時刻   | 閉店時刻   |
| 株式会社グローブ   | 午前9:00 | 午後10:00 | 午前9:00 | 午前1:00 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前            | 変更後           |
|----------------|---------------|
| 午前8:30~午後10:30 | 午前8:30~午前1:30 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市上岩田字天神木1268番1、1268番4、1269番1、1269番3、1270番3、1270番5及び1270番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永松 文彦

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品の名称及び数量

県各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日  
令和3年4月30日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社進和プロモーション

(2) 住所  
福岡市博多区吉塚五丁目6-23

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
7.26円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告日  
令和3年3月9日

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日  
令和3年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 久留米市国分町1327番1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| エムエル・エステート株式会社<br>代表取締役 石山 博英<br>東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | エムエル・エステート株式会社<br>代表取締役 松井 雅人<br>東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日  
令和3年6月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめタウン八女  
(2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

|   |   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外21社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外20社 |
|---|---|

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和3年6月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめモール柳川  
(2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地6 外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外12社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外12社 |

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日  
令和3年6月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ゆめタウン行橋  
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外64社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外61社 |

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類  
公共測量（2級・3級基準点測量）
- 測量の実施地域及び期間

| 実施地域           | 実施期間                       |
|----------------|----------------------------|
| 京都郡苅田町新松山一丁目地先 | 令和3年5月21日から<br>令和3年9月30日まで |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））

## 2 測量の実施地域及び期間

| 実施地域                              | 実施期間                        |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町 | 令和3年5月10日から<br>令和3年10月15日まで |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域            | 終了年月日     |
|-----------------|-----------|
| 糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部地域 | 令和3年3月31日 |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条に

おいて準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域   | 終了年月日     |
|--------|-----------|
| 福岡市の一部 | 令和3年3月25日 |

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量3工区）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域              | 終了年月日     |
|-------------------|-----------|
| 筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部 | 令和3年3月19日 |

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 契約の名称

放置駐車違反管理システム機器等賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和3年6月24日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

128,929,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年5月14日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月9日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の名称

県民コミュニケーションシステム用通信回線機器（増設分）賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和3年6月24日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日通リース&ファイナンス株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

42,383,880円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年5月14日

議 会

議会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成13年7月福岡県議会告示第2号）第2条第1項の規定により福岡県議会議長から諮問された審査請求について、次のように答申したので、同規程第10条の規定に基づき、その内容を公表する。

令和3年7月9日

福岡県議会議会運営委員会委員長 桐 明 和 久

1 答申した日

令和3年6月22日

2 諮問された事案

令和3年5月24日付け3福議調第92号

3 答申

別記のとおり

別記

諮問事案 令和3年5月24日付け3福議調第92号



## 答 申

## 1 議会運営委員会の結論

福岡県議会（以下「実施機関」という。）に対する福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第6条第1項の規定に基づく開示請求に対し、福岡県議会議長が令和3年4月5日付け3福議調第2号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 審査請求の経緯

(1) 審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、次の文書である。

- ① 令和2年度議員互助会事業補助金の各種健康診断経費及び健康診断50,000円の見積もり、健康診断項目のわかるもの
- ② 87名中53名が受けたとのことで、受けた人の名前と、健康診断項目、金額のわかるもの

審査請求人□□□□（以下単に「審査請求人」という。）は、実施機関に対し、令和3年3月21日付けで、本件文書の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、福岡県情報公開条例の規定による開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって当該実施機関が管理するもの（同条例第2条第2項）であるところ、実施機関の職員は上記(1)の①及び②に記載の各情報が含まれた文書等の作成及び取得のいずれも行っておらず、本件文書は不存在であるとして、同条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、本件決定を不服とし、令和3年5月13日付けで、実施機関に対し審査請求を行った。

(4) 実施機関は、令和3年5月26日付けで、弁明書を審査請求人に送付した。

(5) 審査請求人は、令和3年6月6日付けで、弁明書に対する意見書を実施機関に送付した。

## 3 審査請求の内容

## (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件文書の開示請求に対し実施機関が行った本件決定について、その取り消しを求めるというものである。

## (2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

ア 議員の定期健康診断の金額が50,000円と高いこと。

イ （定期健康診断を）受けた人の金額がわかるもの（領収書）が不存在というのはおかしいこと。

これらの理由において、審査請求人は、次の点を主張しているものと解される。

- ① 令和2年度議員互助会事業補助金が議員の各種健康診断経費を対象として交付され、その補助金交付申請書の収支予算書には健康診断費の単価が50,000円と記載されていることから、このような高額の健康診断費に対する補助金は不当である。
- ② 補助金の対象経費の内容を確認できる領収書もなしに補助金を交付することは考えられない。実際は存在するのではないか。

## 4 審査請求に対する議会事務局の弁明

議会事務局が弁明書で主張している内容は、次のとおり要約される。

## (1) 本件文書の不存在について

ア 福岡県議会議員互助会（以下「互助会」という。）は、その事業として、会員である議員の各種健康診断受診料に対する給付金を支給しており、その額は、50,000円と実際に医療機関に支払った額のいずれか低い額とされている。

イ 審査請求人に対し、令和3年3月8日付2福議調第773号公文書開示決定通知書で「福岡県議会議員互助会（健康診断）事業収支決算書」及び「議員互助会事業補助金交付要綱」が開示されているが、当該収支決算書の支出の部「健康診断費」に記載のとおり、令和元年度に互助会が実際に支出した「2,277,754円」に対して同補助金交付要綱第3条に規定された基準に従って算定された補助金額「805,670円」が県から互助会に交付されている。

ウ この補助金の決定・交付に際して実施機関の職員は、互助会の帳簿と互助会からの給付金の支給を受けた各議員に関する領収書等を現地検査した上で、支出額「2,277,754円」が適正であることを確認している。

エ しかし、これらの互助会又は各議員が作成した書類は互助会が管理しており、実施機関に提出する義務はなく、また、実施機関としても、これらの書類の提出を求める必要性がなく、実際、取得していない。

オ したがって、本文書を県議会は管理していない。

カ 健康診断50,000円の見積りについても同様である。議員の健康診断の金額「50,000円」というのは、上記アのとおり、互助会から議員に対する給付金の上限額であり、各種健康診断の受診料の額が受診者の事情に応じた診断項目によって増減し、様々であることから、支給額の総額を互助会の予算の範囲内とするために互助会独自の判断で設定されたものである。したがって、この上限設定に関する情報は、県議会として何ら作成も取得・管理もしていない。

(2) 「議員の定期健康診断の金額が50,000円と高い」との主張について

そもそも、この50,000円は互助会から議員への給付額の上限額であるが、「高い」というのは審査請求人の主観に過ぎず、本文書を実施機関が管理していないとの非開示決定理由とは何ら関りが無い。

(3) 「領収書がないのはおかしい」との主張について

上記(1)のウ記載のとおり領収書は存在するが、互助会が管理しており、実施機関は管理していない。実施機関の職員が現地で検査を行うことで適正に補助金が交付されており、実施機関が領収書を取得・管理していないことに不合理はない。

5 弁明書に対する審査請求人の意見

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から提出された意見書の内容は、次のとおり要約される。

(1) 議員は特別職とはいえ地方公務員であり、労働安全衛生法で健康診断を受けるのは義務であるのに受けていない議員がいる。また、税金から報酬を得ているにも関わらず、健康診断の項目（つまり診断費用の増減）が自由なのはおかしい。

(2) 県費を使って健康診断を受けている以上、県に診断項目、金額を提出するべきである。

6 議会運営委員会の判断

(1) 本文書の不存在について

当委員会の調査によれば、県から互助会に交付する議員互助会事業補助金の使途

や金額の適正の確保については、当該補助金の交付事務を担当する実施機関において補助金関係書類が管理されている場所で互助会の帳簿や互助会からの給付金の支給を受けた各議員に関する領収書等を精査し、互助会から内容の説明を受ける等による検査が行われている。また、必要に応じて監査委員がこれらの書類の提示を求め、確認することもあり、これらによって補助金の適正支出については確認されている。

なお、仮にこれら関係書類を実施機関に提出させる方法で検査を行うとすれば、大量の関係書類の写しの作成が必要になり、原本を提出させるとすれば管理責任の問題等が発生することから、上記のように関係書類が保管・管理されている場所で、随時、互助会の説明を聴取しながら検査を行う方法は合理的である。

したがって、本文書類の提出を受けておらず、管理していないとの議会事務局の弁明は信用するに足り、本文書を不存在とした実施機関の決定は正当である。

(2) 議員の定期健康診断の金額等について

ア まず、審査請求人は、「健康診断50,000円の見積もり」の開示を求めているが、この「50,000円」は、互助会が、互助会の収支予算の範囲内とするために設定した議員への給付金の上限額であるから、見積もりを徴して設定する性質のものではなく、当該見積書の存在自体が疑わしいと思われる。しかし、いずれにしても、(1)で述べたところと同様の理由で「健康診断50,000円の見積もり」は不存在と認められる。

イ 次に、「定期健康診断の金額が高い」との主張については、審査請求人の主観に過ぎず、開示請求文書を実施機関（県議会）が管理していないとの非開示決定理由には何ら関りが無いとの議会事務局の弁明は正当と認められる。

なお、審査請求人は、意見書において、上記5の(1)のとおり議員と労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）との関係について縷々述べているが、そもそも議員に同法の適用はない。また、互助会が受診する健康診断の項目を限定していないことも、診断項目は医師の判断を踏まえて選定されること及び上限額が設定されていることから何ら不合理とはいえない。

ウ また、「診断項目」については、受診した議員から互助会に提出された領収書に記載があったり、添付されている場合もあれば、記載も添付もない場合もある

と考えられるが、前者の場合でも、極めて重大な個人のプライバシーに関わる情報であることから、互助会内部でも守秘義務の対象であると考えられるし、実施機関に提出するような性質のものではないから、不存在であることは当然である。

エ なお、審査請求人は、上記5の(2)のとおり、イの金額とウの診断項目について、県費を使っているのだから提出するべきと主張するが、上述のとおり、県費が適正に支出されていることは確認されているし、当然、不存在であるという事実を覆す理由にはならない。

(3) 結論

以上の理由により、「1 議会運営委員会の結論」のとおり判断する。

## 教育委員会

### 福岡県教育委員会告示第14号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡名勝天然記念物を次のように指定する。

令和3年7月9日

福岡県教育委員会

天然記念物の部

| 名称   | 所在地          | 地番   |
|------|--------------|--|
| 満干の潮 | 北九州市小倉南区大字頂吉 | 国土調査法（昭和26年法律第180号）による第Ⅱ座標系を基準とする一地点（X=80,749.558メートル、Y=マイナス15,214.866メートル）、二地点（X=80,758.393メートル、Y=マイナス15,230.119メートル）、三地点（X=80,748.332メートル、Y=マイナス15,232.964メートル）、四地点（X=80,739.657メートル、Y=マイナス15,227.133メートル）、五地点（X=80,741.485メートル、Y=マイナス15,220.802メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。<br>備考 指定地域に関する実測図を福岡県教育委員会及び北九州市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 |

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第649号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和3年6月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 家畜伝染病の種類 | 家畜名 | 患畜及び疑似患畜の区分 | 頭数 | 発生の場所 | 発生年月日     |
|----------|-----|-------------|----|-------|-----------|
| ヨーネ病     | 牛   | 患畜          | 1頭 | 久留米市  | 令和3年6月28日 |

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第657号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8中「別紙1-5するめいか」を「別紙1-6まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に改める。

別紙1-1から別紙1-5までを次のように改める。

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
  - ②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
 

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

- ③ 漁獲可能期間
 

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
 

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業（福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第1号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：隻日） |
|-------|--------------|
| まき網漁業 | 664隻日        |

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域
  - ②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

- ② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

- ③ 漁獲可能期間
 

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
 

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

|       |              |
|-------|--------------|
| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：隻日） |
| まき網漁業 | 664隻日        |

（別紙1-3）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙1-4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁

獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

（別紙 1 - 5）

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

別紙 1 - 5 の次に次のように加える。

（別紙 1 - 6）

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな

い管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときはこの限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：隻日） |
|-------|--------------|
| まき網漁業 | 664隻日        |

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第657号の3**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。併せて、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したため、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年6月30日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 特定水産資源                | 福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量 | 知事管理区分に配分する数量       |        |
|-----------------------|---------------------|---------------------|--------|
|                       |                     | 知事管理区分              | 配分数量   |
| まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 | 現行水準                | 福岡県まさば及びごまさば知事管理区分  | 現行水準   |
| くろまぐろ（小型魚）            | 16.8トン              | 福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分 | 16.8トン |
| くろまぐろ（大型魚）            | 7.9トン               | 福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分 | 7.9トン  |